

潮芦屋緑地・ビーチ・南護岸外管理業務委託仕様書

1. 業務目的

潮芦屋緑地・ビーチ・南護岸は兵庫県所有、尼崎港管理事務所（以下「県」という。）所管の港湾施設で、芦屋市（以下「市」という。）が管理業務を受託している。南緑地は、市が所管の都市緑地で、市が管理している。

潮芦屋緑地・ビーチ・南護岸及び南緑地は、北に隣接する芦屋市総合公園（以下「総合公園」という。）と境界を設けておらず、一体管理が望ましいことから、総合公園の指定管理者に管理業務を委託するものであり、施設の適切な維持管理を行い、潮芦屋緑地・ビーチ・南護岸を安全に美しく保つことを目的とする。

2. 施設概要

(1) 所在地 芦屋市南浜町2番1他

(2) 面積

潮芦屋緑地	4. 1ヘクタール
潮芦屋ビーチ	6. 8ヘクタール
ビーチ護岸	1. 5ヘクタール
南護岸	2. 4ヘクタール
南緑地	2. 0ヘクタール

(3) 施設の概要

10. 施設概要一覧を参照

なお、潮芦屋緑地には総合公園の施設である駐車場、バーベキュー施設があるが、それらは総合公園指定管理者の事業計画に基づいて管理されるものであり、本業務の対象とはしない。

3. 業務計画

受託者は当該業務の実施に先立ち、委託対象施設及びその周辺の現況を調査し、業務の内容手順等を記した業務計画書を作成し、市の承諾を得ること。

4. 業務内容

関係法令、兵庫県関係条例及び芦屋市関係条例等を遵守し、芦屋市都市政策部 都市基盤室 道路・公園課との連絡を密にして以下の業務を遂行すること。

(1) 除草及び清掃業務 <潮芦屋緑地・ビーチ>

ア 通路、便所、ビーチ、その他緑地内の清掃、ゴミの収集処理

通路、便所、ビーチ、その他緑地内は利用者に支障の無いよう清掃を行い、常に清潔に保つよう努めること。

便所の清掃については便器及び建物内部を水洗いするものとし、原則として月曜日・水曜日・金曜日の週3回とする。なお、利用に支障をきたすような汚れがある場合は、その都度清掃を行うものとする。トイレットペーパーは常時使用できるようにし、無くなれば補充すること。

潮芦屋緑地・ビーチ・南護岸外管理業務委託仕様書

施設内で発生したごみは分別収集し、一般ごみ（可燃ごみ）は市環境施設課に搬出処分し、資源ごみ（ビン缶、ペットボトル等）はそれぞれの回収と再利用を行っている処理業者に処分させること。

イ 流木等の撤去、処理

高潮及び台風による被害への対応は年3回を標準とし、流木等の人力で運搬不可能な場合は県及び市と協議すること。

ウ 修景設備の維持

修景設備せせらぎの運転は、原則的に月曜日から金曜日までは午前10時から午後5時まで、土曜日及び日曜日は午前9時から午後5時までとする。また、流水部分は苔等が付着しやすいので年1回夏期に清掃を実施し、水質を外見及び臭気等の面において利用者が不快でない程度に確保すること。なお、水質管理に薬品の使用が必要な場合は、関係法令を遵守し適切な管理をすること。

エ 除草

対象面積 $A=20,973\text{ m}^2$ （4月～3月）×2回

年2回実施とし、既存樹木、草花、施設等に損傷を与えないよう留意すること。また、作業の際は砂利の撥ね上げ及び付近に利用者がいないか等の安全確認に留意し、作業完了後は作業箇所及び周辺を清掃すること。

オ ビーチ攪拌

攪拌機を用いて、ビーチの雑草及びゴミの撤去を行うこと。実施回数は、雑草の繁茂等の状況に応じて年に6回以上行うこと。機械で処理できない箇所については人力で処理すること。

(2) 樹木等の育成管理業務 <潮芦屋緑地・ビーチ>

ア 芝生の病虫害防除、刈込、目土振り、施肥等

芝生の状況に応じて、病虫害防除、目土振り、施肥等の処置を実施するものとし、事業計画書に詳細を記載し、市の承諾を得ること。また、刈込については、以下を標準とする。

(ア) 芝刈

対象面積 $A=14,000\text{ m}^2$

年1回実施を基本とする。また、刈り高が均一になるよう留意し、既存樹木、草花、施設等に損傷を与えないよう留意すること。なお、作業の際は付近に利用者がいないか等を確認し、安全に留意すること。

イ 樹木の整姿剪定、病虫害駆除、施肥、灌水

(ア) 剪定

利用者への影響を及ぼす危険又は過度に景観に悪い等の管理上必要の生じた樹木について年1回行うこととする。作業の際は付近に利用者がいないか等の安全確認に留意すること。

(イ) 害虫駆除

対象樹木 オオシマザクラ $N=18$ 本、クロマツ $A=2\text{ ha}$

害虫が発生し易い春期及び秋期の年2回実施を基本とし、業務計画書に散布時

潮芦屋緑地・ビーチ・南護岸外管理業務委託仕様書

期、使用薬品、散布方法を記載し、市の承諾を得ること。また、薬品の選定、散布方法等については関係法令を遵守し適切な計画を立てること。なお、散布の際は付近に利用者がいないか等の安全確認に留意し、雨天を避けるなど効果的な噴霧方法をとること。

(ウ) 施肥

樹木の状況に応じて実施すること。

(エ) 灌水

対象樹木 中低木 A=276㎡、芝 A=14,000㎡

7月から8月までの期間中に週2回実施を基本とし、樹木の状態や気象の変化を考慮しながら、必要に応じて効果的に実施すること。なお、作業の際は付近に利用者がいないか等利用に支障のないよう留意すること。

(3) 施設管理業務 <潮芦屋緑地・ビーチ>

ア 巡回パトロール

原則として毎日随時行うものとする。目視により施設の安全確認を行い、破損箇所、危険箇所を発見した際は直ちに市へ報告すること。

法令に違反する行為、危険行為、迷惑行為*など施設及び周辺環境に影響を及ぼす恐れのある行為がないか定期的に巡回し、状況に応じて注意・指導・警告等を行うこと。また利用者同士のトラブル等についても、他の利用者など影響が出ないように対応すること。警告等を行ったにもかかわらず迷惑行為等をやめない場合、又は身の危険を感じた場合は、警察へ通報すること。

※迷惑行為の一例

- ・騒音を出す行為
- ・花火(芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例で定める禁止花火)
- ・ごみのポイ捨て
- ・施設へのバイクの乗り入れ
- ・その他、施設及び周辺環境に影響を及ぼす恐れのある行為など

イ 施設利用者や周辺住民からの苦情対応

総合公園管理事務所の開園時間中は、利用者等から苦情要望やトラブル等の連絡があった場合や、県及び市からの指示があった場合には、現場の確認及び必要な対応を行うとともに、県及び市に内容の報告を行うこと。また、必要に応じて監視カメラの映像を確認しながら対応すること。

ウ 応急処置

応急処置とは、前項の巡回パトロールにより処置を要する箇所を発見した場合に、50万円以下の簡易な補修を行うことをいい、適切な方法にて早急に処置を行うこと。対処できない場合は市と協議すること。

エ 照明灯の不点灯調べ、消耗品交換

オ 潮芦屋ビーチ等の施設利用に関する占使用許可の事務処理

潮芦屋緑地・ビーチの占使用等の許可に必要な申請書については、総合公園管理事務所で受付し、市が確認のもと県へ提出している。ただし、申請内容によっては近隣

潮芦屋緑地・ビーチ・南護岸外管理業務委託仕様書

自治会等への事前の相談が必要な場合がある。詳細な事務処理の流れについては、市に確認すること。

(4) 施設管理業務 <南護岸・南緑地>

ア 巡回パトロール

原則として1日3回行うものとする。目視により施設の安全確認を行い、破損箇所、危険箇所を発見した際は直ちに市へ報告すること。

法令に違反する行為、危険行為、迷惑行為*など施設及び周辺環境に影響を及ぼす恐れのある行為がないか定期的に巡回し、状況に応じて注意・指導・警告等を行うこと。また利用者同士のトラブル等についても、他の利用者など影響が出ないように対応すること。警告等を行ったにもかかわらず迷惑行為等をやめない場合、又は身の危険を感じた場合は、警察へ通報すること

また毎日の巡回パトロールの1回目と3回目には、11に示す南芦屋浜手動式陸閘2か所について、陸閘の開閉作業（1回目は開放作業、3回目は閉鎖作業）を行うこと。作業詳細は市と協議すること。

イ 施設利用者や周辺住民からの苦情対応

総合公園管理事務所の開園時間中は、利用者等から苦情要望やトラブル等の連絡があった場合や、県及び市からの指示があった場合には、現場の確認及び必要な対応を行うとともに、県及び市に内容の報告を行うこと。また、必要に応じて監視カメラの映像を確認しながら対応すること。

5. 災害発生時の対応

総合公園管理事務所の開園時間中、市に津波警報、大津波警報、高潮警報が発令された場合、あるいは市が陸閘を閉鎖する必要があると判断した場合には、受託者は11に示す南芦屋浜手動式陸閘2か所を閉鎖すること。

6. 連絡、報告等

(1) 連絡等

異常時は県及び芦屋市都市政策部都市基盤室道路・公園課と連絡を密にし、業務を遂行することとする。

(2) 報告

業務計画書に従って行った業務に関して、市へ報告すること。

ア 日報

業務計画書において様式を作成し、業務従事者、実施作業等を詳細にかつ漏れなく毎日記入及び整理すること。

イ 月報

業務計画書において様式を作成し、業務内容等について、漏れなく簡潔に記入し、毎月15日までに市へ提出すること。その際、「写真管理基準」（兵庫県県土整備部土木工事施工管理基準）に従い写真の作成及び提出を行うものとし、原則的に電子デ

潮芦屋緑地・ビーチ・南護岸外管理業務委託仕様書

一タ及びその印刷版で提出するものとする。

7. 管理経費

本業務委託は、委託範囲と総合公園との一体管理を前提に実施するものであるため、管理経費についても、一体的に考え算出すること。

(1) 経費の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、四半期毎に支払う。
 検査完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(2) 管理口座

経費は、法人等自身及び総合公園の口座とは別の口座で管理すること。

(3) その他

台風等不測の事態により業務内容を変更する必要がある際には、その都度、委託者及び受託者間で協議記録を残すことにより双方が確認するものとし、契約内容は年度末に一括して変更を行い、契約額に合わせて第四四半期の支払額を調整する。

8. 損害賠償

受託者は、従事者が勤務中、故意若しくは重大な過失により施設、設備、備品等に損害を与えた場合、又は業務を行うにあたって故意若しくは過失によって他人に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。また、業務中の従事者の事故についても受託者の責任において解決するものとする。

9. その他

この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、定めるものとする。

10. 潮芦屋緑地・ビーチ全体施設概要一覧

施設種別	施設名	種類	数量	単位
園路・広場施設	園路・広場	アスファルト舗装等	3, 325	m ²
		透水性アスファルト舗装	2, 266	m ²
		インターロッキング舗装	1, 520	m ²
		小舗石舗装	180	m ²
		石張り舗装	326	m ²
		土舗装	802	m ²
	階段	擬木	1	箇所
	橋	御影石	2	箇所
修景施設	植栽	高木	197	本
		中木	1, 892	本
		低木	1, 858	本
		地被類	1, 190	株
	芝生		14, 00	m ²

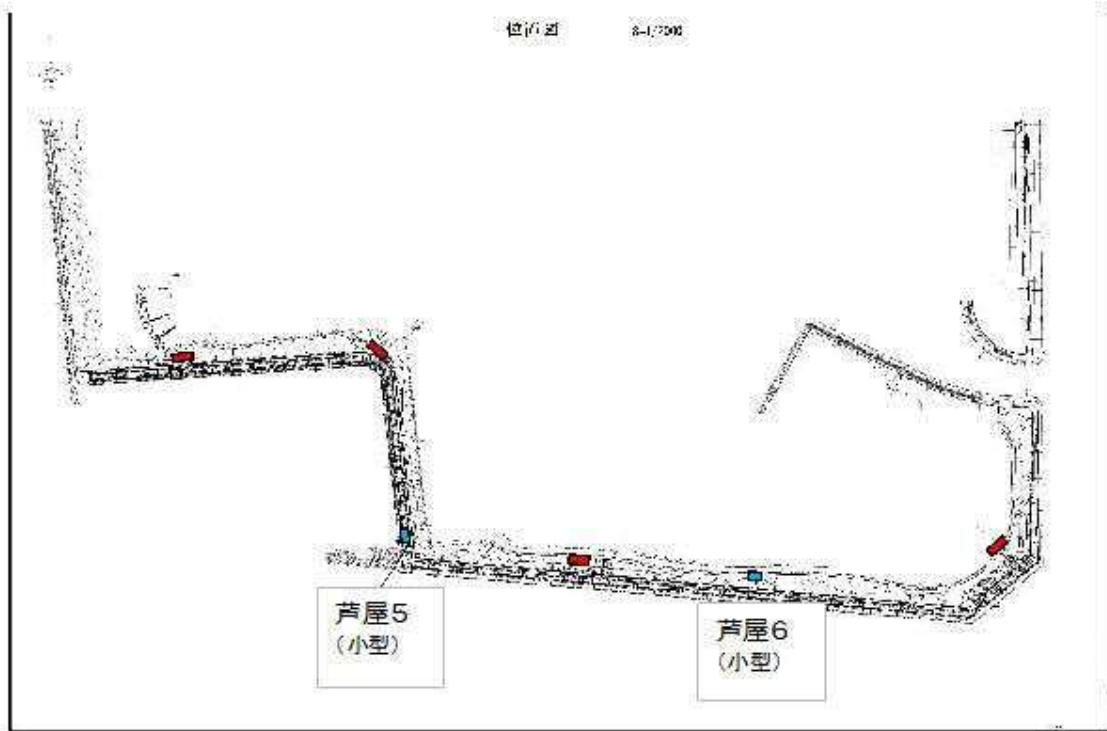
潮芦屋緑地・ビーチ・南護岸外管理業務委託仕様書

			0		
	流工		1	式	
休養施設	ベンチ		25	基	
放送設備	シェルター		3	基	
	車止め		71	基	
	便所		2	棟	
	ゴミ置き場		1	箇所	
	放送設備	スピーカー等	1	式	
	I T V機器	I T Vカメラ	1	式	
	電話機器	P H Sアンテナ等	1	式	
	照明施設	照明盤		24	基
		ハロゲンスポット		8	灯
	給水設備	水飲み		3	箇所
		散水スプリンクラー(未使用)		26	基
		散水栓		11	基
		加圧給水ポンプ		3	箇所
	汚水排水設備	雑用貯留槽		1	箇所
		管渠、汚水柵		1	式
	雨水排水設備	U型側溝		1	式
親水護岸			1	式	

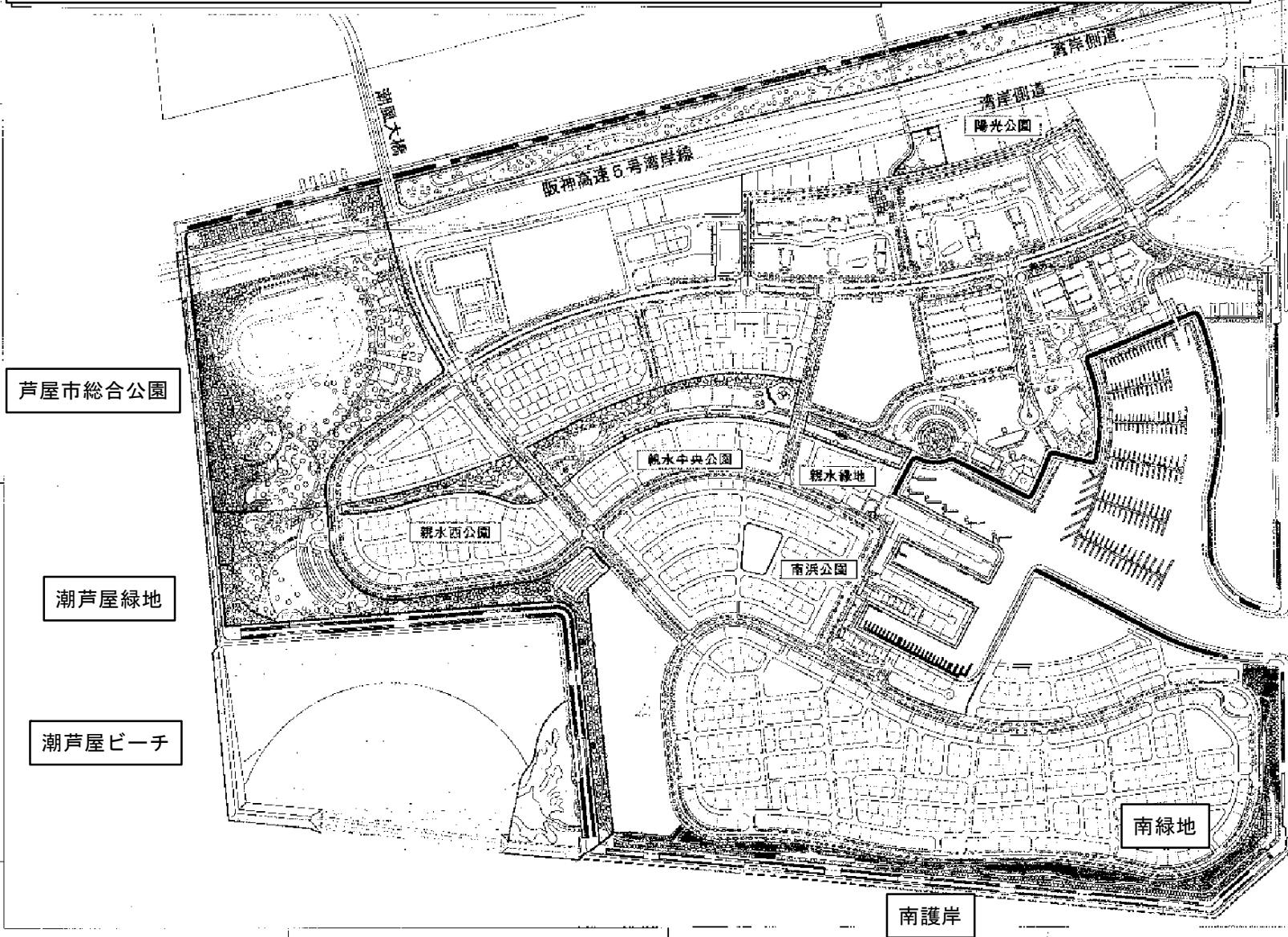
潮芦屋緑地・ビーチ・南護岸外管理業務委託仕様書

1.1. 南芦屋浜陸開施設概要一覧

陸開名称	所在地	備考
芦屋5	芦屋市涼風町2	W=1.5m(スウィングゲート,手動)
芦屋6	芦屋市涼風町2	W=1.5m(スウィングゲート,手動)



南芦屋浜地区公園位置図（芦屋市総合公園・潮芦屋緑地・潮芦屋ビーチ・南護岸・南緑地）

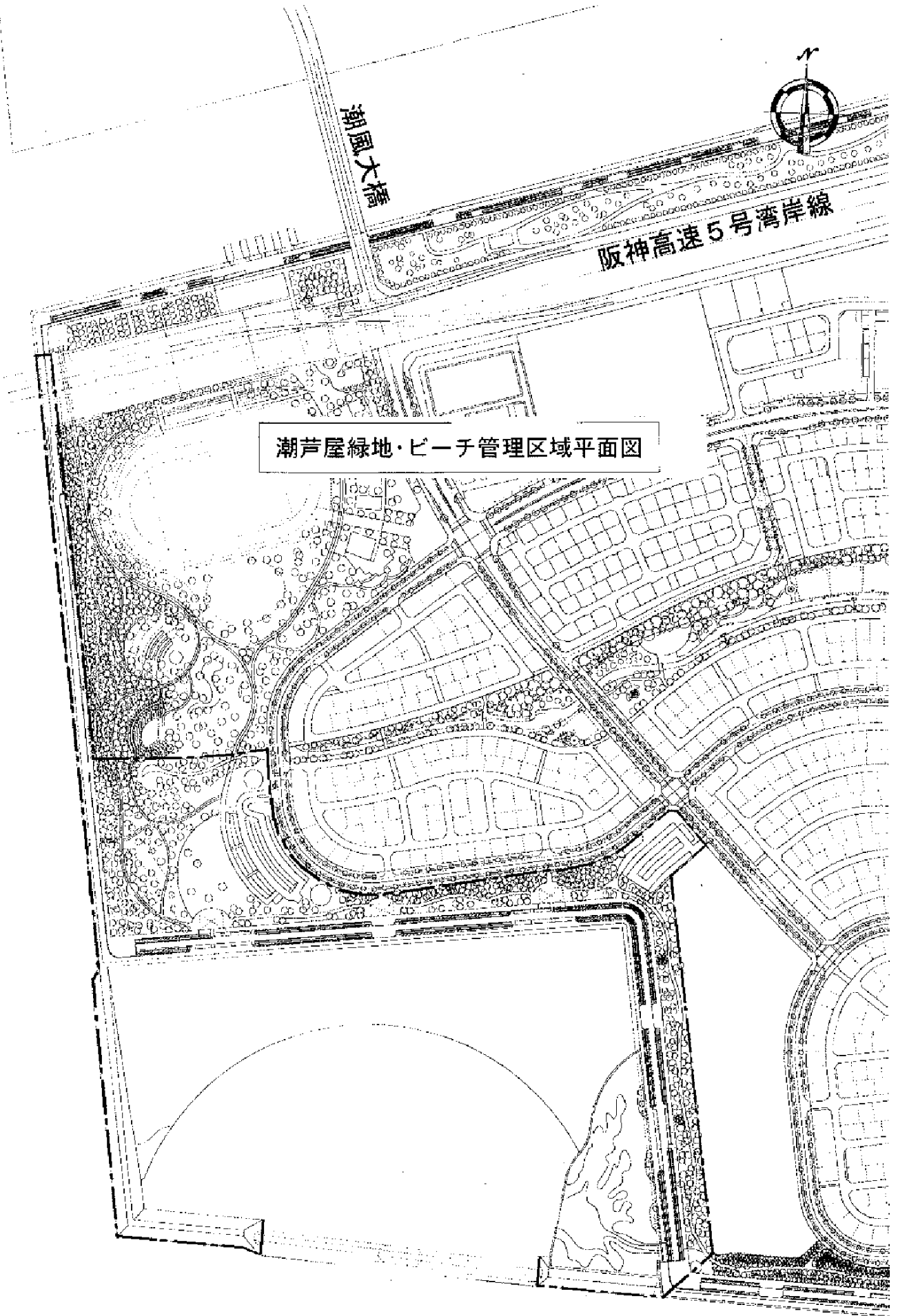


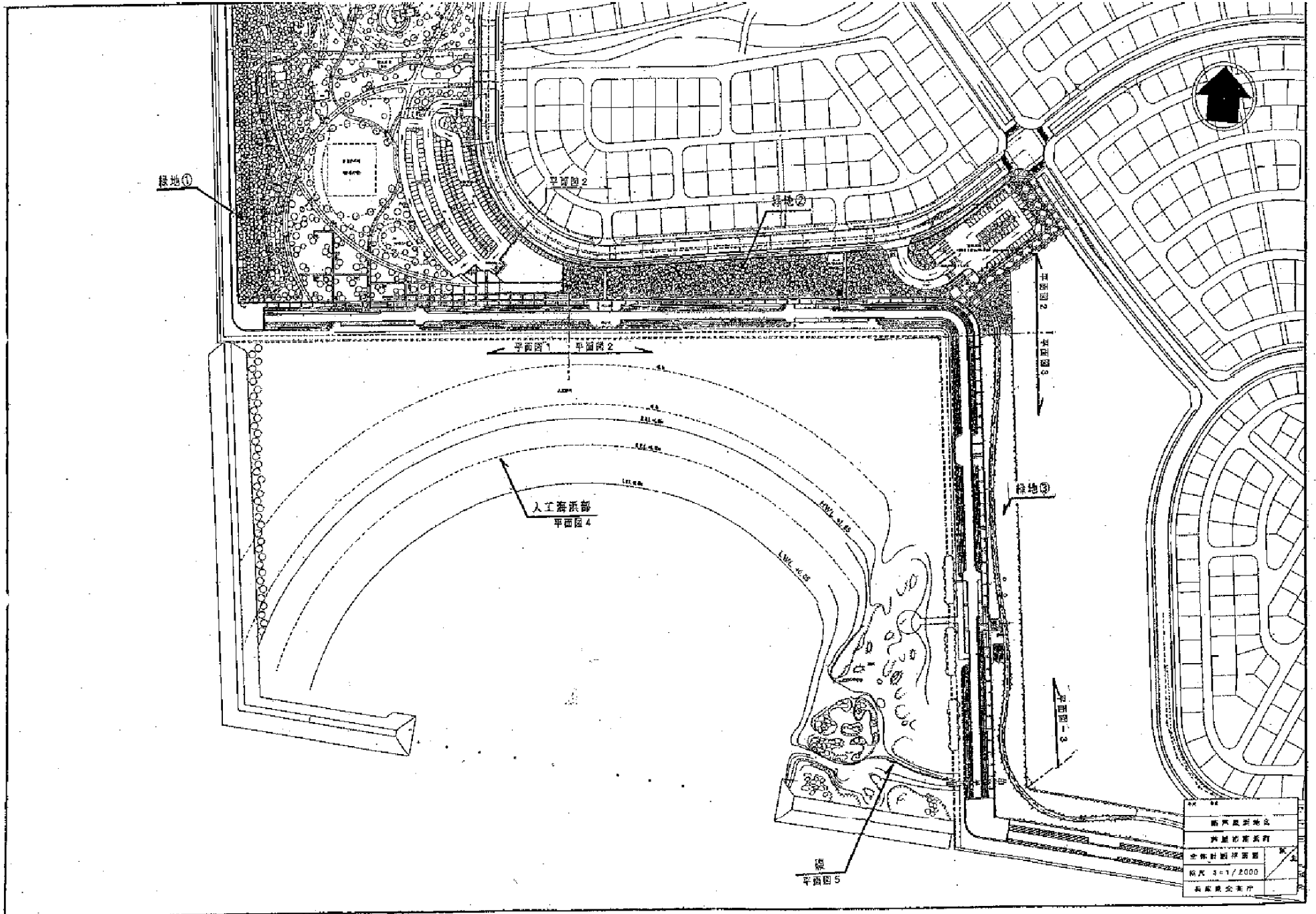
潮風大橋

阪神高速5号湾岸線



潮芦屋緑地・ビーチ管理区域平面図





绿地①

平面圖 2

绿地②

平面圖 1 平面圖 2

平面圖 2

平面圖 3

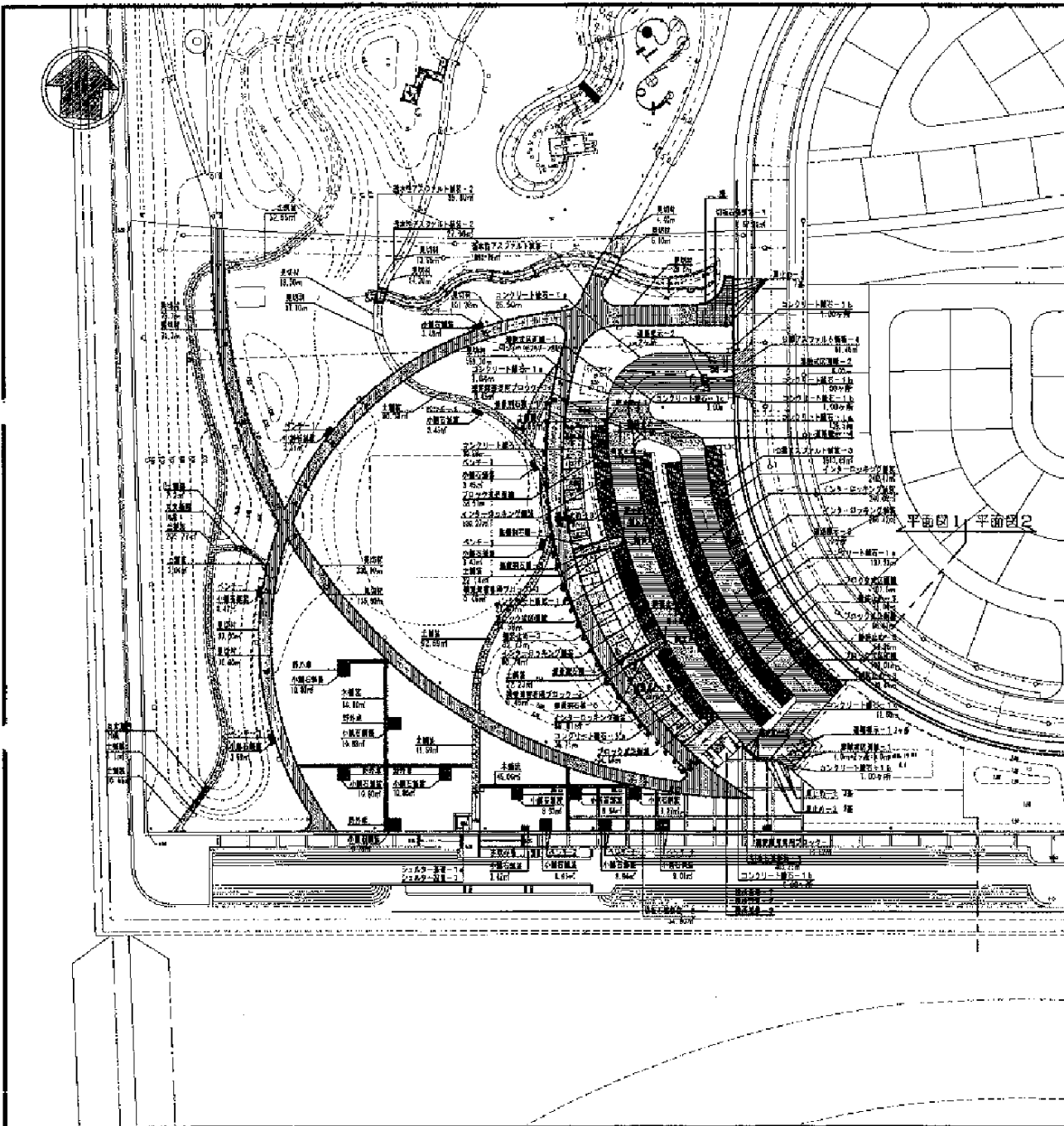
人工海浜部
平面圖 4

绿地③

平面圖 3

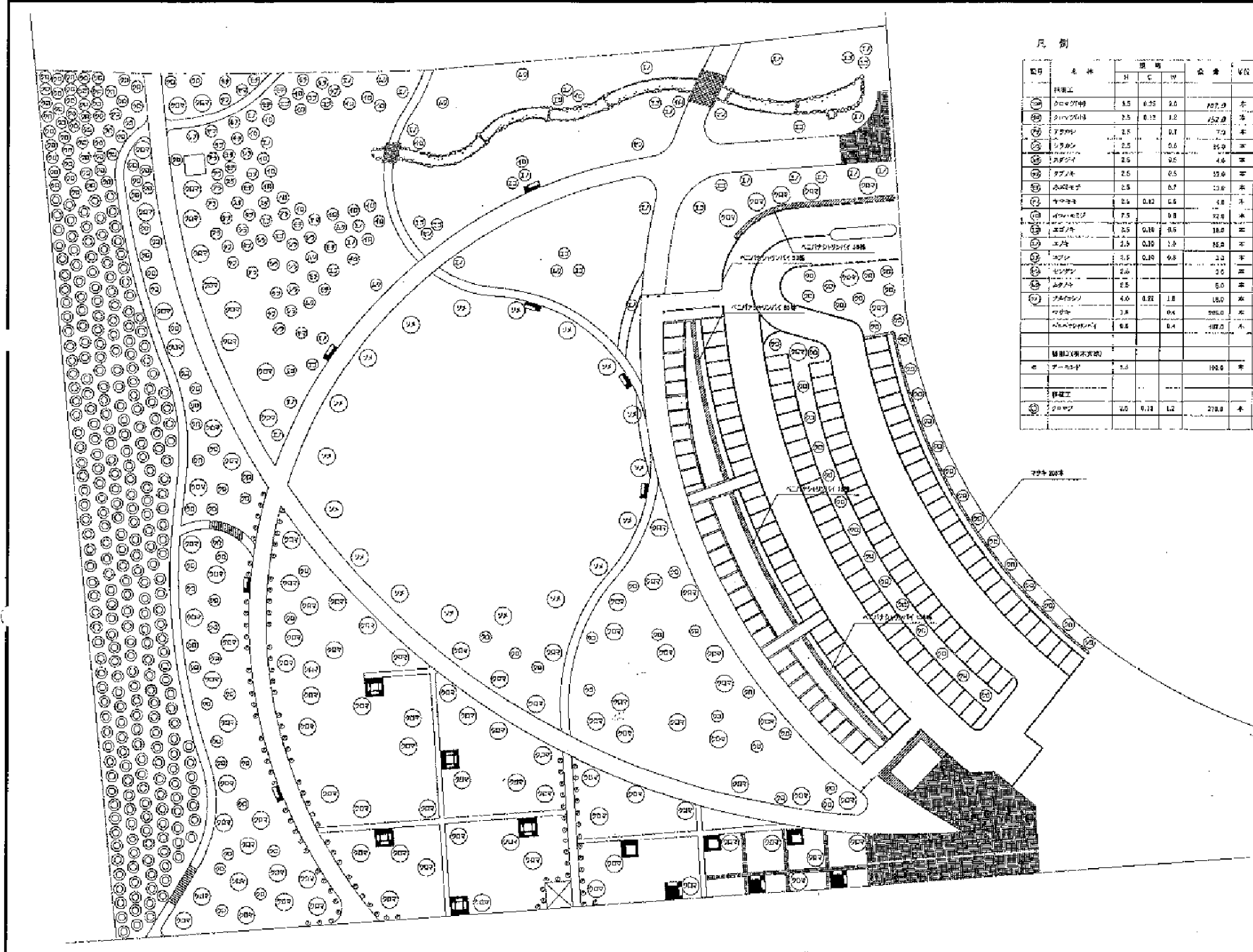
平面圖 5

设计者	设计单位
设计日期	设计阶段
设计地点	设计内容
设计比例	设计说明
设计人员	设计审核
设计日期	设计阶段
设计地点	设计内容
设计比例	设计说明
设计人员	设计审核



工種	材料	単位	数量	単位	備考
基礎工	新築コンクリート	m ³	150	150	基礎工-1 基礎
	新築コンクリート	m ³	150	150	基礎工-2 基礎
	新築コンクリート	m ³	150	150	基礎工-3 基礎
	新築コンクリート	m ³	150	150	基礎工-4 基礎
	新築コンクリート	m ³	150	150	基礎工-5 基礎
躯体工	コンクリート	m ³	150	150	躯体工-1 躯体
	コンクリート	m ³	150	150	躯体工-2 躯体
	コンクリート	m ³	150	150	躯体工-3 躯体
	コンクリート	m ³	150	150	躯体工-4 躯体
	コンクリート	m ³	150	150	躯体工-5 躯体
	コンクリート	m ³	150	150	躯体工-6 躯体
	コンクリート	m ³	150	150	躯体工-7 躯体
	コンクリート	m ³	150	150	躯体工-8 躯体
	コンクリート	m ³	150	150	躯体工-9 躯体
	コンクリート	m ³	150	150	躯体工-10 躯体
内装工	床材	m ²	150	150	内装工-1 床材
	天井	m ²	150	150	内装工-2 天井
	壁紙	m ²	150	150	内装工-3 壁紙
	床材	m ²	150	150	内装工-4 床材
	天井	m ²	150	150	内装工-5 天井
	壁紙	m ²	150	150	内装工-6 壁紙
	床材	m ²	150	150	内装工-7 床材
	天井	m ²	150	150	内装工-8 天井
	壁紙	m ²	150	150	内装工-9 壁紙
	床材	m ²	150	150	内装工-10 床材

平面図-1-1
 南戸塚地区
 新市庁舎
 建設事務所
 縮尺 S=1/500
 建築士事務所



尺 割

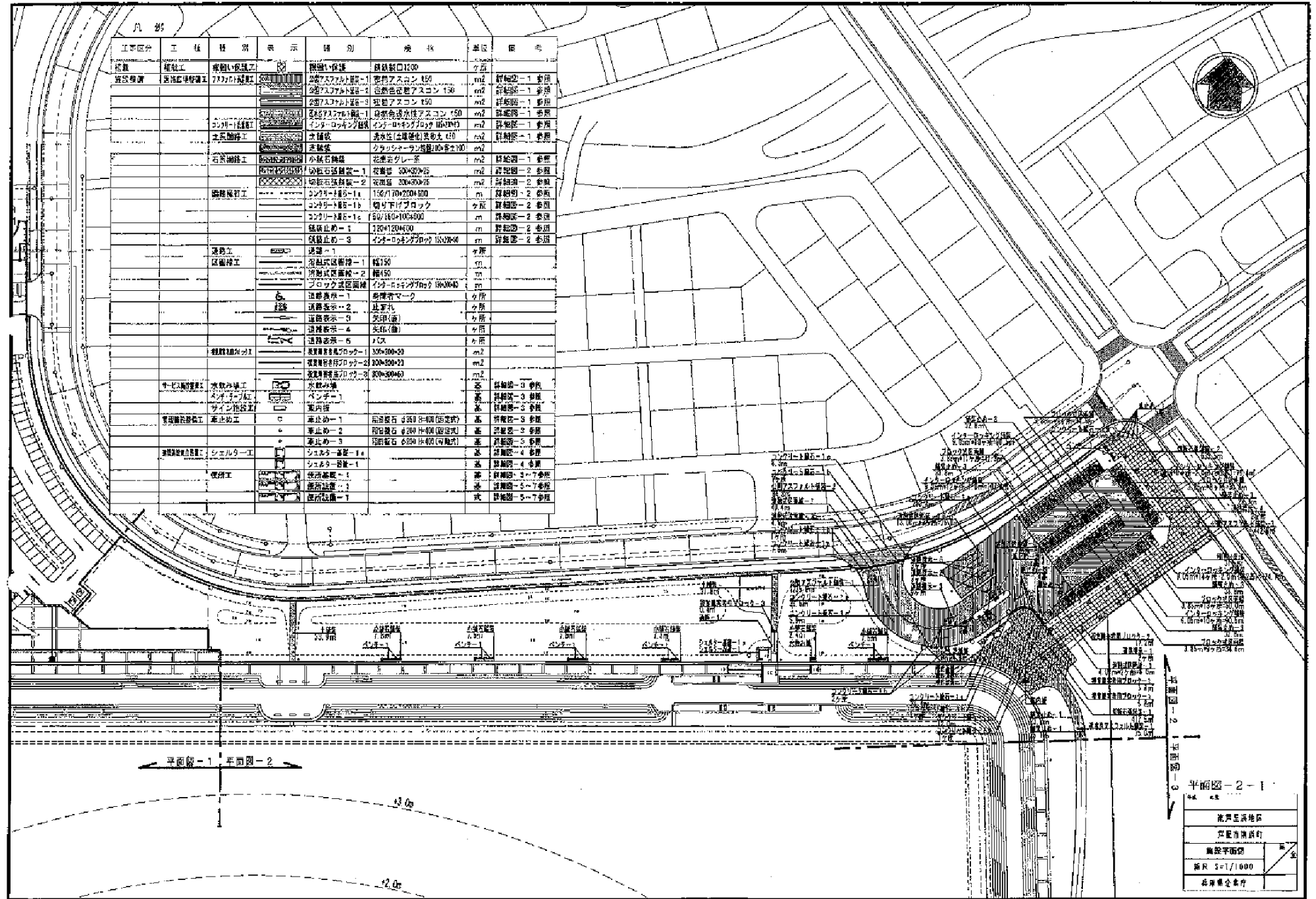
記号	名 称	規 格			備 考	文 注	上 記 凡 例
		寸	寸	寸			
○	ササギ	3.5	0.35	2.0	197.9	本	200株
○	クマツヅク	2.5	0.12	1.2	152.8	本	200株
○	アサギ	2.5	0.1	0.7	7.9	本	200株
○	シラカシ	2.5	0.6	0.9	36.9	本	200株
○	スズナギ	2.5	0.5	4.6	4.6	本	200株
○	アブノキ	2.5	0.5	15.6	15.6	本	200株
○	スズナギ	2.5	0.7	13.6	13.6	本	200株
○	ササギ	2.5	0.12	0.5	4.8	本	200株
○	クマツヅク	2.5	0.8	0.8	32.0	本	200株
○	アサギ	2.5	0.18	0.5	18.0	本	200株
○	エノキ	2.5	0.10	1.2	82.5	本	200株
○	クマツヅク	2.5	0.10	0.8	3.3	本	200株
○	アサギ	2.5	0.2	0.0	0.0	本	200株
○	アサギ	2.5	0.5	0.0	0.0	本	200株
○	アサギ	4.0	0.21	1.8	18.0	本	200株
○	アサギ	3.8	0.4	0.0	0.0	本	200株
○	アサギ	6.0	0.4	0.0	0.0	本	200株
計 算 上 の 凡 例							
○	アサギ	3.0			180.0	本	1株
計 算 上 の 凡 例							
○	アサギ	2.0	0.12	1.2	270.0	本	200株

平面図 - 1 - 2

南戸島地区
戸島南新町
建設年度(国・市)
縮尺 3=1/600
兵庫県企業庁

凡 例

工事区分	工種	標 記	表 示	備 考	単 位	備 考
地盤	埋立	埋立記号	埋立記号	埋立記号	延床	詳細図-1参照
	埋立	埋立記号	埋立記号	埋立記号	延床	詳細図-1参照
基礎	基礎	基礎記号	基礎記号	基礎記号	m ²	詳細図-1参照
	基礎	基礎記号	基礎記号	基礎記号	m ²	詳細図-1参照
	基礎	基礎記号	基礎記号	基礎記号	m ²	詳細図-1参照
コンクリート	コンクリート	コンクリート記号	コンクリート記号	コンクリート記号	m ²	詳細図-1参照
	コンクリート	コンクリート記号	コンクリート記号	コンクリート記号	m ²	詳細図-1参照
土工	土工	土工記号	土工記号	土工記号	m ²	詳細図-1参照
	土工	土工記号	土工記号	土工記号	m ²	詳細図-1参照
石工	石工	石工記号	石工記号	石工記号	m ²	詳細図-1参照
	石工	石工記号	石工記号	石工記号	m ²	詳細図-1参照
舗装	舗装	舗装記号	舗装記号	舗装記号	m ²	詳細図-2参照
	舗装	舗装記号	舗装記号	舗装記号	m ²	詳細図-2参照
排水	排水	排水記号	排水記号	排水記号	m	詳細図-2参照
	排水	排水記号	排水記号	排水記号	m	詳細図-2参照
遮音	遮音	遮音記号	遮音記号	遮音記号	m ²	詳細図-2参照
	遮音	遮音記号	遮音記号	遮音記号	m ²	詳細図-2参照
電気	電気	電気記号	電気記号	電気記号	m	詳細図-2参照
	電気	電気記号	電気記号	電気記号	m	詳細図-2参照
その他	その他	その他記号	その他記号	その他記号	m	詳細図-2参照
	その他	その他記号	その他記号	その他記号	m	詳細図-2参照



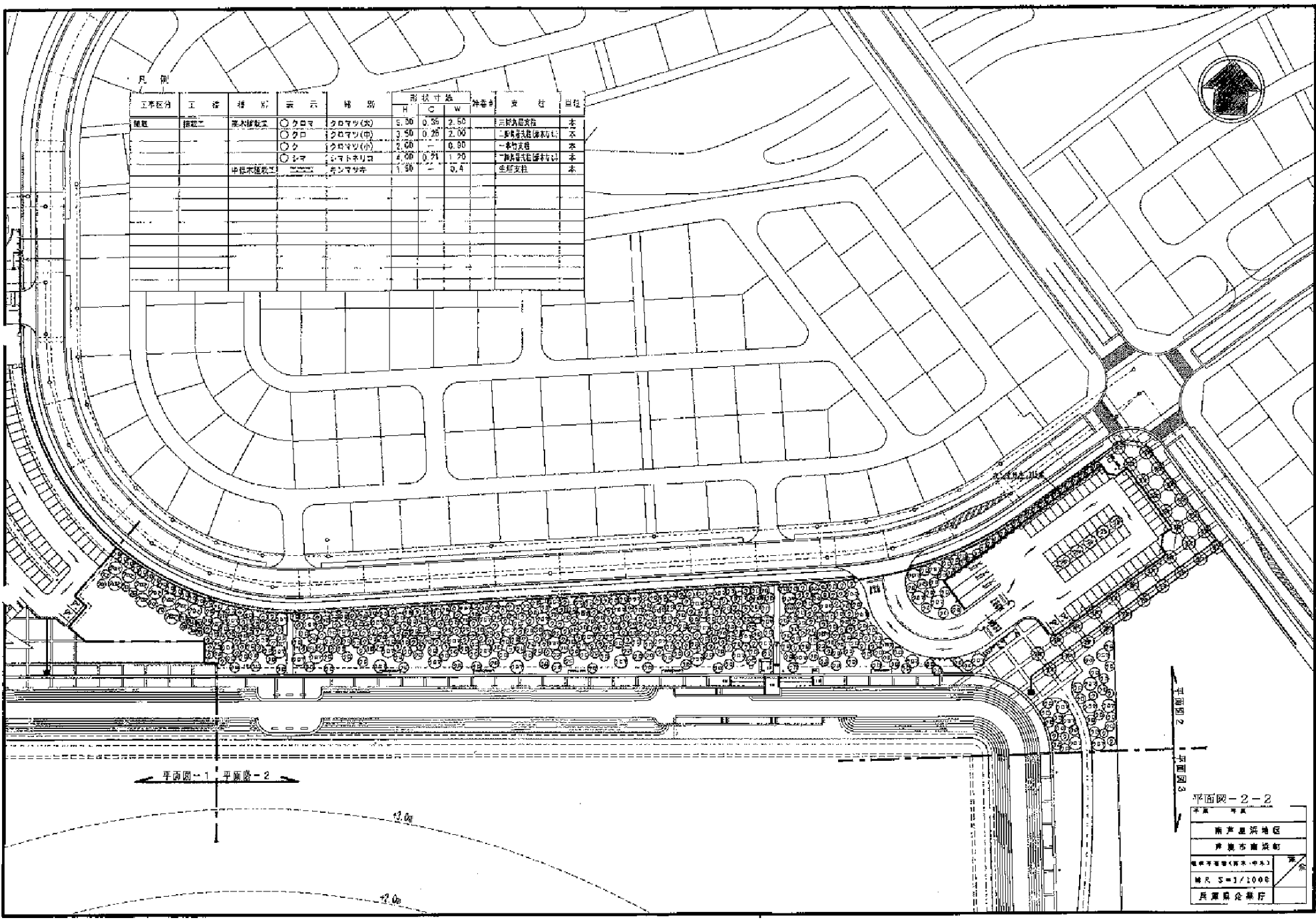
平面図-1 平面図-2

平面図-2-1

北野至浜地区
 空襲防護施設
 施設平面図
 縮尺 3=1/1000
 兵庫建設事務所

凡例

工事区分	工種	種類	表示	規格	形状寸法			仕様	単位	備注
					H	φ	W			
埋設	埋設工	排水管	○クロマ	クロマツ(大)	5.30	0.55	2.50	示野面積	本	
			○クロ	クロマツ(中)	3.50	0.25	2.00	一般埋設(深床)	本	
			○カ	クロマツ(小)	2.00	-	0.80	一般埋設	本	
			○シマ	シマトネリコ	4.00	0.21	1.20	一般埋設(深床)	本	
			○	シマツキ	1.50	-	0.4	一般埋設	本	



← 平面図-1 平面図-2 →

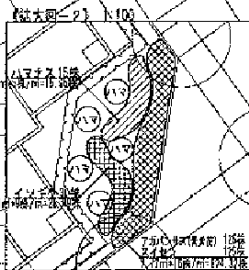
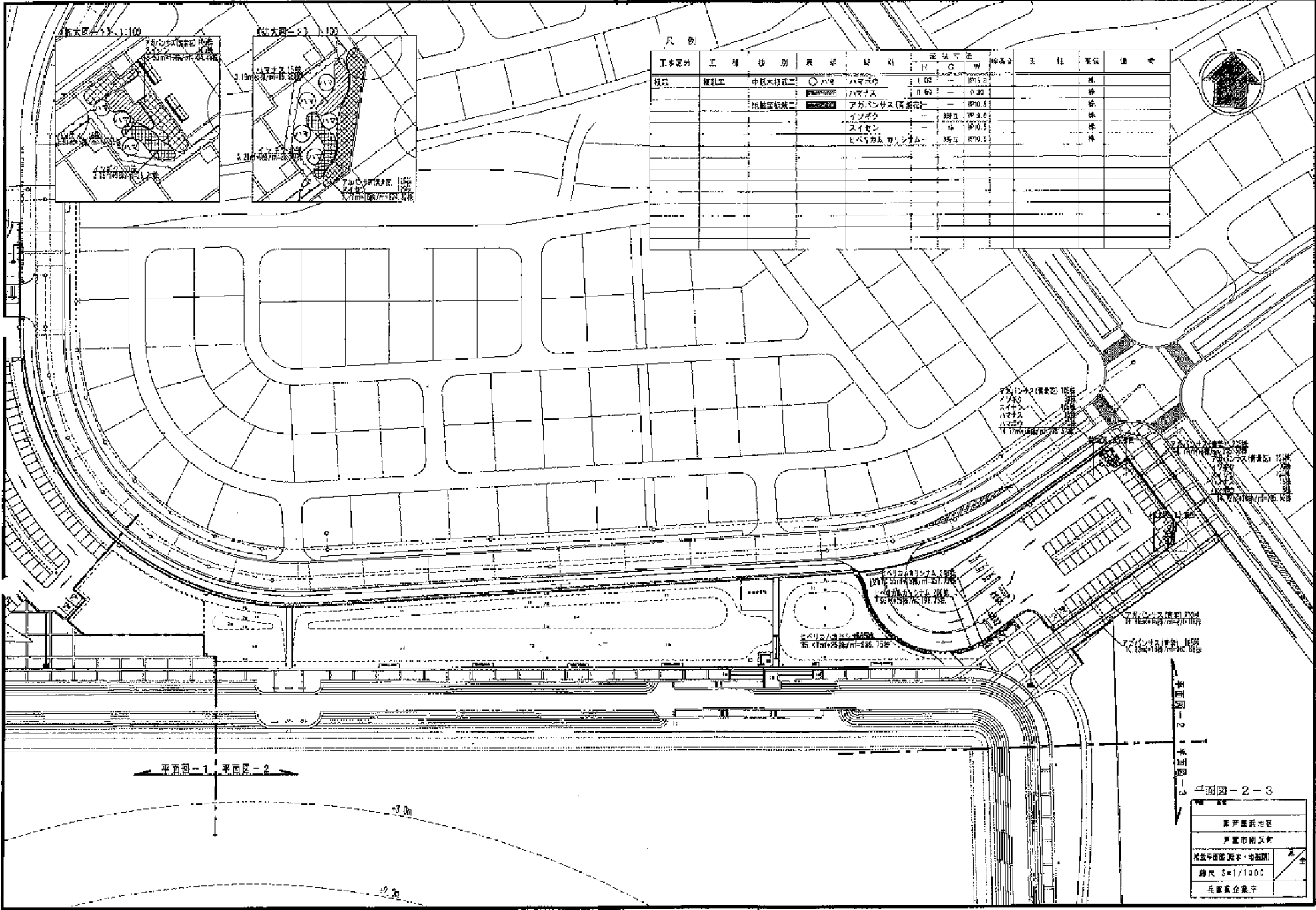
↑ 平面図 2
↑ 平面図 3

平面図-2-2

南芦屋浜地区
芦屋市南浜町

縮尺 1/1000

兵庫県公署



凡例

工事区分	工事種別	基準	材料	規格	単位	数量	単位	備考
雑費	雑費工	中級木構造工	○ハヤシ	ハマナス	1.00	—	1015.0	株
			○ハヤシ	ハマナス	0.60	—	0.30	株
			○ハヤシ	アカバシラス(高幹)	—	—	1010.0	株
			○ハヤシ	イソボク	—	—	1010.0	株
			○ハヤシ	スイセン	—	—	1010.0	株
			○ハヤシ	ヒバツグサ	1.00	—	1010.0	株

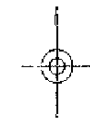


← 平面図-1 平面図-2 →

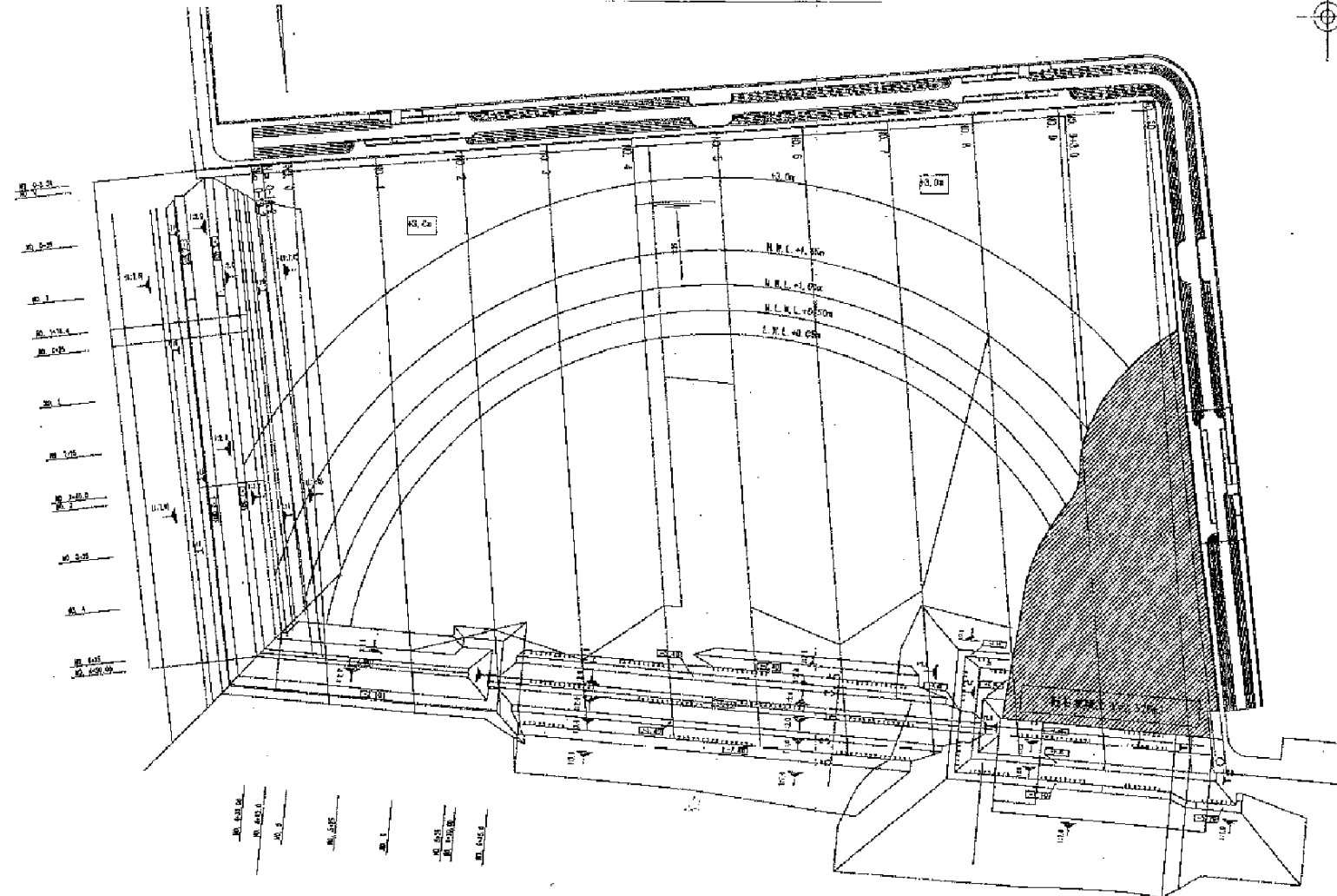
↑ 平面図-2 平面図-3
↓ 平面図-2-3

新芦屋浜地区	
芦屋市南浜町	
横浜平野町(緑地・地盤改良)	
図	号
図尺 5=1/1000	
兵庫県企業庁	

人工海浜 平面図 S=1:2000



$\alpha = 2.43^\circ$



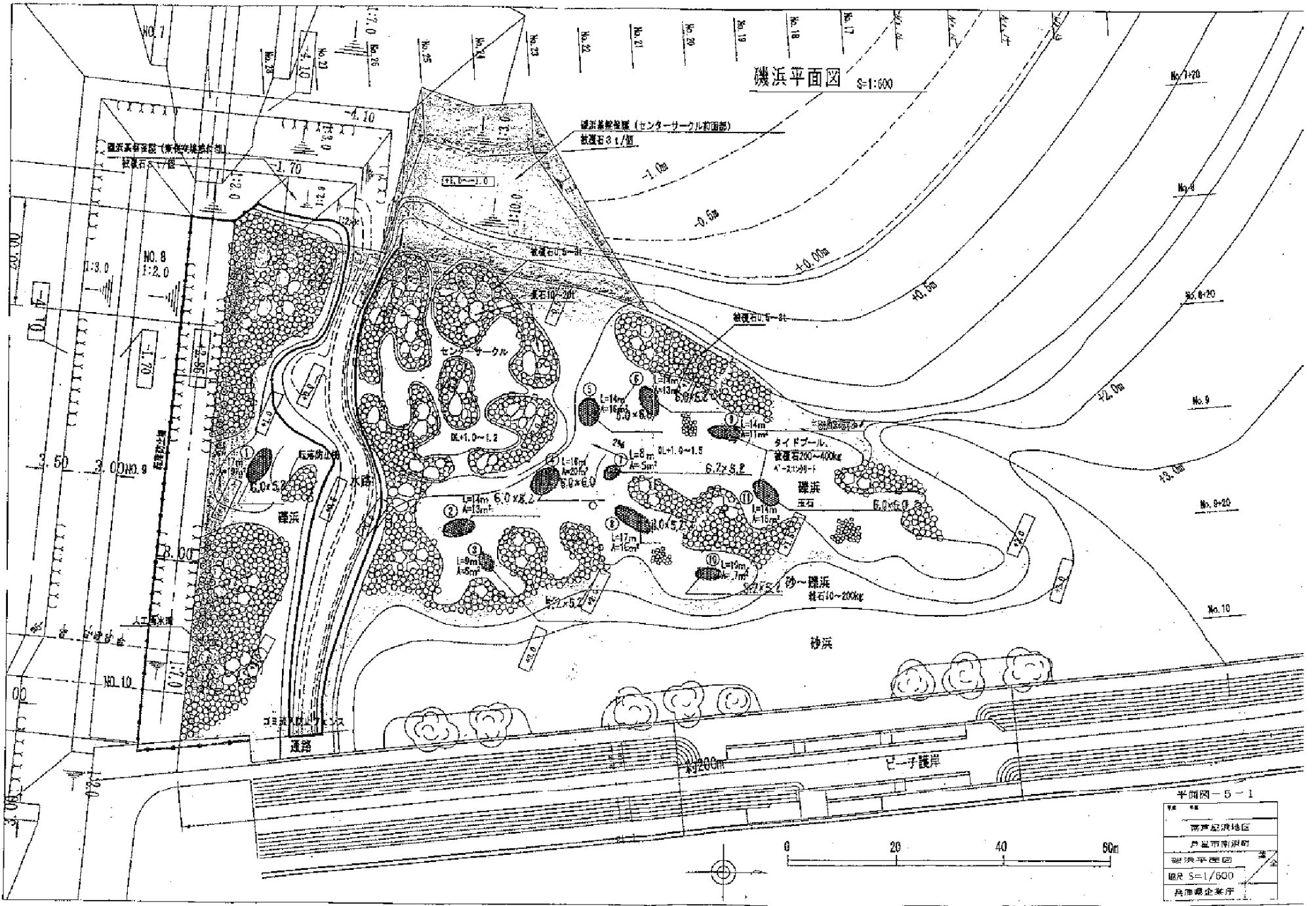
0 20 40 60

平面図-4-1

No. 1	
No. 2	
No. 3	
No. 4	
No. 5	
No. 6	
No. 7	
No. 8	
No. 9	
No. 10	

高野豊浜地区	
高野市南浜町	
人工海浜平面図	
縮尺 5=1/2000	
兵庫県会館	

磯浜平面図 5-1:600



平面図 5-1

場所	南芦屋地区
所在地	芦屋市南沢町
図名	磯浜平面図
縮尺	S=1/600
作成者	兵庫県企業庁